

# パブリックコメント資料

## 箕面市食品ロス削減推進計画（素案）

### 0. はじめに

#### 1. 総論

##### 1.1. 計画の位置づけ

###### 1.1.1. 法律上の位置づけ

###### 1.1.2. 大阪府食品ロス削減推進計画との関係

###### 1.1.3. 箕面市一般廃棄物処理計画との関係

##### 1.2. 計画期間

##### 1.3. 各主体の役割

#### 2. 基準値と目標値

##### 2.1. 指標

##### 2.2. 食品ロス量

###### 2.2.1. 大阪府計画における指標

###### 2.2.2. 本市における指標

##### 2.3. 食品ロス削減に取り組む市民の割合

###### 2.3.1. 大阪府計画における指標

###### 2.3.2. 本市における指標

#### 3. 基本的施策の推進

##### 3.1. 事業者への取組

##### 3.2. 消費者への取組

##### 3.3. 排出者としての取組

#### 4. 計画の推進

##### 4.1. 庁内横断的な連携

##### 4.2. 効果測定

###### 4.2.1. 食品ロス量

###### 4.2.2. 食品ロス削減に取り組む市民の割合

##### 4.3. 計画の進捗管理

## 箕面市

## 0. はじめに

食品ロスは、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品のことで、生産、製造、販売、消費、あらゆる段階で発生している。

国においては、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、大阪府においても、食品ロス削減を総合的かつ効果的に推進するため、令和3年3月に「大阪府食品ロス削減推進計画」が策定された。

これらの動きを背景に、箕面市においては、体系的かつ具体的に食品ロス削減に取り組むことをめざし、「箕面市食品ロス削減推進計画」を策定した。

食品ロス削減の推進は、「啓発がすべて」と言っても過言でないほど、市民一人一人の意識と行動変容が重要である。消費者の意識と購買行動が変われば事業者も変わる、事業者の取組が消費者の意識と行動を変える。

市は、これらの相互作用を自然に任せるのではなく、意識的に、かつ体系的に啓発を行うことにより、相乗効果を引き出し、より多くの市民の具体的な行動変容につなげられるよう取り組むものである。

## **1. 総論**

### **1.1. 計画の位置づけ**

#### **1.1.1. 法律上の位置づけ**

箕面市食品ロス削減推進計画(以下、「本計画」という。)は、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにする「食品ロスの削減」をめざし、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)第13条の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画として策定する。

#### **1.1.2. 大阪府食品ロス削減推進計画との関係**

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定により、大阪府食品ロス削減推進計画(以下、「大阪府計画」という。)を踏まえるものである。

基準値・目標値の考え方、基本的施策のフレーム等については大阪府計画に準拠するとともに、市町村の枠を超え広域で取り組むべき施策及び都道府県の管轄に属する産業廃棄物に関する取組は、本計画の対象外とし、大阪府計画に拠るものとする。

#### **1.1.3. 箕面市一般廃棄物処理計画との関係**

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第2項の規定により、箕面市一般廃棄物処理計画(以下、「市処理計画」という。)との調和を保つものである。

市処理計画において、食品ロス削減に関する施策は、「計画番号(1) 施策番号① 生ごみの減量・資源化」に属する。

また、市処理計画の目標値は、「総ごみ排出量」「家庭ごみ処理量」「集団回収量」「事業系ごみ排出量」「資源化量」の5指標であり、本計画における食品ロス量に係る目標値は、これら5指標のうち、「総ごみ排出量」「家庭ごみ処理量」「事業系ごみ排出量」に包含される。

### **1.2. 計画期間**

本計画の始期は令和4年4月とし、終期は定めない。

なお、大阪府計画は計画期間が2021年度から2030年度、かつ2025年度を計画の中間年として「食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を見極め、検討する」とされていることから、これらの年度を目途に本計画の効果測定と評価を行い、必要に応じて本計画の内容の見直しを検討するとともに、大阪府計画が見直され、あるいは改訂された場合には、その内容を反映する。

### **1.3. 各主体の役割**

#### **【事業者の役割】**

- ・ 食品ロスの状況とその削減について理解を深め、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、自ら削減に取り組む。
- ・ 消費者に対して自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。
- ・ 国、大阪府及び箕面市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力する。

#### **【消費者の役割】**

- ・ 食品ロスの状況とその影響や削減の必要性について理解を深め、自身が排出している食品ロスについて把握し、その削減に取り組む。
- ・ 食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する。
- ・ 国、大阪府及び箕面市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力する。

#### **【市の役割】**

- ・ 市内の事業者、市民(消費者)に対して、市における食品ロスの状況と削減の必要性について周知、啓発し、それぞれが食品ロス削減に向けた行動ができるよう、具体的な取組にかかる情報提供を行う。
- ・ 食品ロスを排出する一事業者として、自らの食品ロス排出削減に取り組む。

## 2. 基準値と目標値

### 2.1. 指標

大阪府計画においては、「食品ロス量」と「食品ロス削減に取り組む府民の割合」の2指標が設定されている。

これに準じ、本計画においても「食品ロス量」及び「食品ロス削減に取り組む市民の割合」を効果測定 of 指標とする。

### 2.2. 食品ロス量

#### 2.2.1. 大阪府計画における指標

大阪府計画においては、国に準じ、事業系、家庭系ともに2000年度比で2030年度までに食品ロス量の半減を目指すとされており、具体的数値は次表のとおりである。なお、大阪府の事業系の数値には産業廃棄物が含まれている。

|     | 2000年度(基準値) | 2019年度(現状値) | 2030年度(目標値) |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| 家庭系 | 32.2万トン/年   | 20.8万トン/年   | 16.1万トン/年   |
| 事業系 | 33.2万トン/年   | 22.3万トン/年   | 16.6万トン/年   |
| 全体  | 65.4万トン/年   | 43.1万トン/年   | 32.7万トン/年   |

(出典:大阪府計画からリライト)

#### 2.2.2. 本市における指標

本計画においては、市町村が所管する一般廃棄物(家庭ごみと事業系ごみ)を対象とする。

また、大阪府計画が用いているのは「総排出量」であるが、市町村単位においては人口増減の影響を大きく受けるため、「1人1日あたりの排出量」を指標とする。

家庭ごみについては、大阪府の家庭ごみ量に占める食品ロス量の割合(食品ロス率)を本市の家庭ごみ量に適用して、基準値となる2000年度の本市の食品ロス量を算出する。

|            | 大阪府(2000年度) | 箕面市(2000年度) |
|------------|-------------|-------------|
| 家庭ごみ量(A)   | 2,398,877t  | 702.87g/人/日 |
| 食品ロス量(B)   | 322,000t    | 94.35g/人/日  |
| 食品ロス率(B/A) | 13.4%       | ↑ 13.4%     |

適用

※前表において、大阪府(2000年度)の家庭ごみ量は、可燃ごみ・不燃ごみ等すべての家庭ごみ量(環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より)を使用している。

次に、事業系ごみについては、大阪府計画において産業廃棄物と一般廃棄物の区別がないため、一般廃棄物だけの食品ロス率を推測することはできない。

そこで、本市における過去のごみ細組成分析において、家庭ごみと事業系ごみにおける厨芥類の割合が大きく乖離していないことから、上記の家庭ごみの食品ロス率を事業系ごみにも準用して、基準値となる2000年度の本市の食品ロス量を算出する。

|            |             |             |
|------------|-------------|-------------|
|            | 大阪府(2000年度) | 箕面市(2000年度) |
| 事業系ごみ量(A)  | —           | 370.31g/人/日 |
| 食品ロス量(B)   | —           | 49.71 g/人/日 |
| 食品ロス率(B/A) | 13.4%       | 13.4%       |

本計画においては、当面の目標年度と目標値を設定することとし、国及び大阪府に準じ、目標年度を2030年度、目標値は2000年度数値の半減をめざすものとする。

|       | 2000年度(基準値) | 2019年度(現状値) | 2030年度(目標値) |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 家庭ごみ  | 94.35 g/人/日 | 67.77 g/人/日 | 47.17 g/人/日 |
| 事業系ごみ | 49.71 g/人/日 | 39.86 g/人/日 | 24.85 g/人/日 |

## 2.3. 食品ロス削減に取り組む市民の割合

### 2.3.1. 大阪府計画における指標

大阪府計画においては、大阪府が実施した「令和2年度食品ロス削減に係る府民の意識調査」において、食品ロス削減のために複数(2項目以上)の取組を行っている府民の割合が81.9%であったところ、これを2030年度までに90%とするとされており、その内容は次表のとおりである。

| 食品ロス削減の取組を複数(2項目以上)行う人の割合 | 食品ロス削減の取組を1項目以上行う人の割合 |  |
|---------------------------|-----------------------|--|
|                           |                       | 取り組んでいること(上位1位、2位、3位)  |
| 81.9%<br>↓<br>目標:90%      | 93.8%                 | (1) 残さず食べる:76.0%<br>(2) 冷凍保存を活用する:53.3%<br>(3) 賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断する:52.7% |

(出典:大阪府計画から抜粋)

なお、上記「府民の意識調査」における設問と選択肢は、以下のとおりである。

Q:あなたは、「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。当てはまるものを全てお選びください。(複数回答)  
残さずに食べる／冷凍保存を活用する／「賞味期限」を過ぎてもすぐ捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する／料理を作り過ぎない／飲食店等で注文し過ぎ

ない／日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する／小分け商品、少量パック商品、バラ売り等食べきれぬ量を購入する／残った料理を別の料理に作り替える(リメイクする)／その他

(出典:大阪府「食品ロス削減に係る府民の意識調査結果報告書の概要」から抜粋)

### 2.3.2. 本市における指標

本市では、各種計画の成果指標など無作為抽出による意識調査については、隔年で実施する「市民満足度調査」で行っており、本計画の「食品ロス削減に取り組む市民の割合」についても、当調査を用いて数値を採取する。

当調査においては、設問数及び設問あたりの内容量に制限があり、大阪府と同一内容の問を設けることはできないことから、次の関連設問の選択肢に新たな選択肢(下線部)を追加する。

問 ごみの減量について、項目ごとにあなたの取組状況を教えてください。  
(それぞれ、「いつもする」「ときどきする」「しない」のいずれかに○で回答)

- ① 買い物に行くときは、買い物袋を持参する
- ② 洗剤等は詰め替え用を購入する
- ③ 購入のとき、ブックカバーや過剰な包装を断る
- ④ ペットボトルは、分別する
- ⑤ まだ食べられる食品を捨てない工夫をする(例:残さず食べる、冷凍保存を活用する、賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断するなど)
- ⑥ 古新聞は、地域の集団回収に出す
- ⑦ その他(具体的に: )

※設問中の例示は、大阪府意識調査における「取り組んでいること(上位1位、2位、3位)」を使用

上記の設問では、大阪府計画と同一の「2項目以上行う人」を指標とすることはできないため、回答の選択肢のうち「いつもする」「ときどきする」「しない」のうち、「いつもする」「ときどきする」と回答した人の割合を指標とする。

基準値は令和3年度市民満足度調査の結果値とし、当面の目標年度を大阪府計画に準じて2030年度、目標値は、大阪府計画における目標値と基準値の割合(90%/81.9%=1.1)に準じ、基準値の1.1倍とする。

| 2021年度(基準値)         | 2030年度(目標値) |
|---------------------|-------------|
| (調査結果は令和4年3月中に公表予定) | 基準値×1.1     |

### 3. 基本的施策の推進

基本的施策の施策体系は、大阪府計画に倣い「事業者への取組」、「消費者への取組」を中心としつつ、市は、学校給食及び病院給食において一般廃棄物の食品ロスが発生することから、一排出事業者としての立場も有するため、「排出者としての取組」を加える。

#### 3.1. 事業者への取組

##### (1) 「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」推進の支援

積極的に食品ロス削減の取組を進める事業者と大阪府が連携して消費者への啓発活動をより効果的に進める「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」(平成30年度創設)にかかる啓発や参加の呼びかけを市内事業者に対して行うとともに、取組事例の紹介や大阪府への申請手続きの支援を行う。

##### (2) フードバンク活動の支援

フードバンク活動(※)を実施する団体等に対し、食品提供の意向のある事業者や、子ども食堂など提供食品を必要とする活動者の情報を提供するとともに、フードパントリー(食品を無料で配布するイベント)の開催場所の確保等を支援する。

また、市内事業者に対し、フードバンク活動について啓発を行い、フードバンクへの食品提供を呼び掛ける。なお、フードバンク活動団体の需要を把握して情報提供することで、フードバンク活動団体において食品の滞留や廃棄が生じないよう留意する。

※フードバンク活動：安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈を受け、必要としている施設や団体、困窮世帯等に無償で提供する活動。フードドライブ(家庭で余っている食品を持ち寄る活動)、フードパントリー(食品を無料で配布するイベント)などを含む。

##### (3) 飲食店の“食べきり・持ち帰り”の取組の支援

小盛メニューや多サイズ展開など、消費者が食べきれぬ量を選択できる“食べきり”、残ってしまった料理を消費者が自己責任で持ち帰る“持ち帰り”の推進について事業者の啓発を進めるとともに、大阪府が実施した「飲食店の食品ロス削減に向けた食べきりモデル実証実験(令和元年度)」の結果等も活用し、具体的な取組について飲食店への情報提供を行う。

##### (4) 食料品販売店の“てまえどり”活動の推進

購入後すぐ食べる食品は陳列の手前から取る“てまえどり”を促進するため、食料品販売店において店舗内へのポップの設置や買い物かごへのステッカー貼付などの取組を促す。



#### (5) 食品ロス削減の取組事例の情報提供

事業者における食品ロス削減の取組事例を広く収集し、市内事業者が食品ロス削減に取り組みやすいよう、具体的な手法について情報提供する。

#### (6) 事業者の取組にかかる公表等

食品ロス削減に取り組む市内事業者や店舗について、市民に広く事業者名・取組内容を公表し、食品ロス削減の取組が消費者に評価され、事業者や店舗のイメージ向上等につながるよう支援する。

### 3.2. 消費者への取組

#### (1) 啓発媒体の活用

広報紙もみじだより、市ホームページなどを活用し、家庭における食品ロス削減の取組に関する意識啓発を行う。

併せて、市内事業者による取組を公表し、事業者の努力をPRするとともに、食料品の購入や飲食店の利用時における消費行動の変化を促す。

また、大阪府が作成するリーフレットなどについて、市内公共施設への配架、市内事業者への配架依頼などを行う。

#### (2) 食品ロス削減月間における啓発の実施

食品ロス削減推進法第9条においては、「食品ロス削減月間」(10月)、「食品ロス削減の日」(10月30日)が定められている。

食品ロス削減月間においては、市の「統一キャンペーン」制度の活用、大阪府の「食品ロス削減月間ポスター」等の掲示、食品ロス削減の日においては、市の情報発信アプリ「箕面くらしナビ」の通知機能等の活用により、消費者への啓発を実施する。

#### (3) 既存イベントにおける啓発イベントの展開

食品ロス削減に親和性のある市の既存のイベントや学校行事において、食品ロス削減推進のイベント(例:フードドライブ&パントリー、食材使い切り/リメイクレシピコンテスト、パネル展示等)を実施する。

#### (4) フードバンク活動の支援

フードバンク活動団体によるフードドライブ(家庭で余っている食品を持ち寄る活動)の市民へのPRを支援する。

#### (5) ”食べきり”・”持ち帰り”・”てまえどり”の啓発

事業者の取組と連携し、小盛メニューの選択や残食の持ち帰りによる食べ残しの削減、購入後すぐ食べる食品は陳列の手前から取る”てまえどり”について市民にPRするとともに、これらに取り組む店舗を公表し、消費者の選択を促す。

### **3.3. 排出者としての取組**

箕面市立小・中学校において、平成 30 年度から実施している給食の食べ残し減少の取組を引き続き進め、提供量の適正化、残食率が高いメニューの分析・改善、残食率が高い学校での分析・対策などに取り組む。

箕面市立病院においては、令和元年度から取り組んでいる入院患者食における予備・保管食材の削減による廃棄食品の低減を引き続き実施する。

## **4. 計画の推進**

### **4.1. 庁内横断的な連携**

本計画の推進にあたっては、計画を所管する廃棄物行政担当部局だけでなく、商工業を所管する部局、フードバンク活動団体やバンクから食品を提供する経済的困窮世帯等の支援を担う福祉部局、同じくバンクから食品の提供を受ける子ども食堂等の情報を把握する子育て支援関連部局、給食提供業務を所管する学校教育部局や市立病院事務局など、市の様々な部局が協力、連携し、情報を共有しながら取り組むものとする。

### **4.2. 効果測定**

#### **4.2.1. 食品ロス量**

市処理計画の更新時等にごみの細組成分析を行う場合や、大阪府計画の中間年・最終年などにおいて大阪府から求めがあった場合には、家庭ごみ・事業系ごみそれぞれにおいて厨芥類の分析を実施し、本市の食品ロス量を把握する。

ただし、本計画における食品ロス量の基準値は、大阪府計画における食品ロス率を本市のごみ量に乗じて求めた数値であり、細組成分析の結果と直接結びつくものではないため、本計画策定後はじめて細組成分析を行った際は、基準値・目標値と実績値とを比較検証し、必要に応じて見直すものとする。

#### **4.2.2. 食品ロス削減に取り組む市民の割合**

隔年で行う市民満足度調査において継続的に効果測定を行う。

### **4.3. 計画の進捗管理**

本計画の進捗管理は、箕面市廃棄物減量等推進審議会において行う。